

別紙 1

印紙税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方公共団体の意義)</p> <p>第 55 条 法第 5 条《非課税文書》第 2 号に規定する「地方公共団体」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 1 条の 3</u>《地方公共団体の種類》に規定する地方公共団体をいう。</p> <p>(有価証券の意義)</p> <p>第 60 条 法に規定する「有価証券」とは、財産的価値ある権利を表彰する証券であって、その権利の移転、行使が証券をもってなされることを要するものをいい、<u>証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）</u>に定める有価証券に限らない。</p> <p>(例)</p> <p>株券、国債証券、地方債証券、社債券、出資証券、<u>投資信託の受益証券</u>、貸付信託の受益証券、<u>特定目的信託の受益証券</u>、約束手形、為替手形、小切手、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、商品券、<u>プリペイドカード</u>、社債利札等</p> <p>(注) 次のようなものは有価証券に該当しない。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>別表第 1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p>	<p>(地方公共団体の意義)</p> <p>第 55 条 法第 5 条《非課税文書》第 2 号に規定する「地方公共団体」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 1 条の 2</u>《地方公共団体の種類》に規定する地方公共団体をいう。</p> <p>(有価証券の意義)</p> <p>第 60 条 法に規定する「有価証券」とは、財産的価値ある権利を表彰する証券であって、その権利の移転、行使が証券をもってなされることを要するものをいい、<u>有価証券取引税法（昭和 28 年法律第 102 号）又は証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）</u>に定める有価証券に限らない。</p> <p>(例)</p> <p>株券、国債証券、地方債証券、社債券、出資証券、<u>証券投資信託の受益証券</u>、貸付信託の受益証券、約束手形、為替手形、小切手、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、商品券、社債利札等</p> <p>(注) 次のようなものは有価証券に該当しない。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>別表第 1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="147 288 271 312">第 4 号文書</p> <div data-bbox="176 331 1104 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは特定目的信託の受益証券</div> <p data-bbox="147 485 360 509">(発行価額の意義)</p> <p data-bbox="147 533 1104 703">8 <u>令第 24 条第 1 号《株券等に係る一株又は一口の金額》に規定する「発行価額」とは、商法第 168 条の 2 第 2 号に規定する株式の発行価額又は第 280 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する新株の発行価額をいうのであるが、次に掲げる株券については、それぞれ次に掲げる価額を発行価額とすることに留意する。</u></p> <p data-bbox="170 724 1104 799">(1) <u>株式会社の設立に際して発行する株券</u>      <u>商法第 168 条の 2 第 2 号に規定する株式の発行価額</u></p> <p data-bbox="170 820 1104 895">(2) <u>株式会社の成立後に発行する株券（(3)から(6)に掲げるものを除く。）</u>      <u>商法第 280 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する新株の発行価額</u></p> <p data-bbox="170 916 943 940">(3) <u>転換株式の転換によって発行する株券</u>      <u>当該転換株式の発行価額</u></p> <p data-bbox="170 963 943 987">(4) <u>転換社債の転換によって発行する株券</u>      <u>当該転換社債の発行価額</u></p> <p data-bbox="170 1011 1104 1086">(5) <u>新株引受権付社債に付された新株引受権の行使によって発行する株券</u>      <u>商法第 341 条の 16 第 1 項に規定する新株の発行価額</u></p> <p data-bbox="170 1107 1104 1182">(6) <u>株式会社の取締役又は使用人に対して付与された新株引受権の行使によって発行する株券</u>      <u>商法第 280 条の 19 第 2 項に規定する株式の発行価額</u></p> <p data-bbox="147 1256 580 1279">(資本の額及び資本準備金の額の意義)</p> <p data-bbox="147 1303 1104 1378">9 <u>令第 24 条第 1 号に規定する「資本の額」及び「資本準備金の額」は、最終の貸借対照表に記載された資本の額及び資本準備金の額（発行価額のない株券を発行する日の属</u></p>	<p data-bbox="1126 288 1249 312">第 4 号文書</p> <div data-bbox="1155 331 2085 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託若しくは特定目的信託の受益証券</div> <p data-bbox="1126 485 1536 509">(無額面株式に係る株券の記載金額)</p> <p data-bbox="1126 533 2092 655">8 <u>無額面株式に係る株券の記載金額について、令第 24 条《株券に係る 1 株の金額》第 1 号の規定によることができない場合は、資本金（資本準備金を含む。）を発行済株式の数で除して得た価額を当該記載金額として取り扱う。</u></p> <p data-bbox="1514 1303 1704 1327">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>する営業年度中に合併、分割、株式交換又は株式移転（この項において「合併等」という。）があった場合には、当該合併等の日の資本の額及び資本準備金の額）によることとして差し支えない。</u></p> <p><u>（出資総額の意義）</u></p> <p><u>10 9の規定は令第24条第2号に規定する「出資総額」について、これを準用する。</u></p> <p>（非課税文書）</p> <div data-bbox="176 667 1104 715" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</div> <p><u>（額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券の届出）</u></p> <p><u>13 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号。以下「商法等整備法」という。）第48条第2項《印紙税法の一部改正等に伴う経過措置》の規定の適用を受けようとする場合における額面株式の株券の無効手続に伴い作成する株券に係る印紙税の非課税に関する省令（平成13年財務省令第56号）第1項に規定する届出書の様式は、別表第3に定めるところによる。</u></p> <p><u>なお、商法等整備法第48条第2項に規定する「当該株券を発行しようとする場所」の判定にあたっては、第80条の規定を準用することとして差し支えない。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（非課税文書）</p> <div data-bbox="1160 667 2089 715" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</div> <p>（新 設）</p>

改正後

改正前

別表第3

額面株式の株券の無効手続に係る印紙税非課税株券発行届出書

( 収受印 )	
平成 年 月 日	本店又は主たる事務所の所在地 ( 千 - ) ( - - )
税務署長 殿	名称及び代表者名 印
商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）第48条第2項に規定する株券を発行したいので、届出します。	
資本金	
発行済株式総数	
取締役会の決議年月日	平成 年 月 日
無効手続をとる額面株式の総数	
株券を会社に提出すべき期間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
その他参考事項	

( A 4 )

注意 1 上記決議内容を証する文書（取締役会決議公告の写しなど）を添付してください。  
 2 証券代行会社等に額面株式の無効手続に関する事務を委託している場合には、その証券代行会社等の名称、所在地を「その他参考事項」欄に記載してください。

( 新 設 )

別紙 2

租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて（法令解釈通達）新旧対照表

（注）アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第三章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <p>（租特法第 91 条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》、第 91 条の 2 第 1 項《約束手形に係る印紙税の税率等の特例》及び<u>第 91 条の 4</u>《株式分割等に係る株券の印紙税の非課税》関係）</p> <p>（<u>株式分割等に係る非課税となる株券の発行届出</u>）</p> <p>6 租特法第 <u>91 条の 4</u>《株式分割等に係る株券の印紙税の非課税》の規定の適用を受けようとする場合における租特規則第 42 条《株式分割等に係る株券の届出》に規定する届出書の様式は、別紙様式 19「<u>株式分割等に係る印紙税非課税株券発行届出書</u>」による。</p> <p><u>なお、租特法第 91 条の 4 第 2 項に規定する「当該株券を発行しようとする場所」の判定にあたっては、印紙税法基本通達第 80 条の規定を準用することとして差し支えない。</u></p>	<p>第三章 印紙税の税率軽減等措置関係</p> <p>（租特法第 91 条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》、第 91 条の 2 第 1 項《約束手形に係る印紙税の税率等の特例》及び<u>第 91 条の 3</u>《株式分割等に係る株券の印紙税の非課税》関係）</p> <p>（非課税となる株券の発行届出）</p> <p>6 租特法第 <u>91 条の 3</u>《株式分割等に係る株券の印紙税の非課税》の規定の適用を受けようとする場合における租特規則第 42 条《株式分割等に係る株券の届出》に規定する届出書の様式は、別紙様式 19「<u>印紙税非課税株券発行届出書</u>」による。</p>

改 正 後

別紙様式 19

株式分割等に係る印紙税非課税株券発行届出書

平成 年 月 日 届 出		本店又は主たる事務所の所在地	( 千 - ) ( - - )
税務署長 殿 者		名称及び代表者名	印
租税特別措置法第9条の4第1項に規定する株券を発行したいので、同条第2項に規定する届出をします。			
資 本 金			
発行済株式総数			
一単元の株式数			
株式の上場年月日及び証券取引所の名称			
店頭売買有価証券登録簿の登録年月日		年 月 日	
取締役会又は株主総会の決議年月日		平成 年 月 日	
決 議 内 容	株式分割	分割の日	平成 年 月 日
		分割の割合	
		分割後の発行済株式総数	
一単元の株式数の変更	変更の日	平成 年 月 日	
	変更の内容		
分割の日又は変更の日の属する事業年度		平成 年 月 日 ~ 年 月 日	
( A 4 )		その他参考事項	

- 注意 1 「資本金」、「発行済株式総数」及び「一単元の株式数」の各欄は、分割前又は変更前の事実に基づき記載してください。
- 2 「株式の上場年月日及び証券取引所の名称」欄には、証券取引法第110条の規定の承認を受けたすべての上場年月日等を記載してください。
- 3 上記決議内容を証する文書（取締役会決議公告の写しなど）を添付してください。
- 4 証券代行会社等に株券の発行事務を委託している場合には、その証券代行会社等の名称、所在地を「その他参考事項」欄に記載してください。

改 正 前

別紙様式 19

印紙税非課税株券発行届出書

平成 年 月 日 届 出		本店又は主たる事務所の所在地	( 千 - ) ( - - )
税務署長 殿 者		名称及び代表者名	印
租税特別措置法第9条の3第1項に規定する株券を発行したいので、同条第2項に規定する届出をします。			
資 本 金		発行済株式総数	
額面金額		一単元の株式数	
株式の上場年月日及び証券取引所の名称			
店頭売買有価証券登録簿の登録年月日		年 月 日	
取締役会又は株主総会の決議年月日		平成 年 月 日	
決 議 内 容	株式分割	分割の日	平成 年 月 日
		分割の割合	
		分割後の発行済株式総数	
一単元の株式数の変更	変更の日	平成 年 月 日	
	変更の内容		
分割の日又は変更の日の属する事業年度		平成 年 月 日 ~ 年 月 日	
( A 4 )		その他参考事項	

- 注意 1 「資本金」、「発行済株式総数」、「額面金額」及び「一単元の株式数」の各欄は、分割前又は変更前の事実に基づき記載してください。
- 2 「株式の上場年月日及び証券取引所の名称」欄には、証券取引法第110条の規定の承認を受けたすべての上場年月日等を記載してください。
- 3 上記決議内容を証する文書（取締役会決議公告の写しなど）を添付してください。